



長野県告示第340号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部守一

第2第3号のア及びウ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同第2第4号のア中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別し、かつ、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない男子その他これに準ずる者として別に定めるもの」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

第3第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

健康福祉政策課

長野県告示第341号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市中川字南沢7944の2、反町字長ノ尾1048の204、大字中山字唐溝4526のイ、4527、4528の4、大字里山辺字アタラ沢689の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第342号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字大山21502の2

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第343号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市大字飯山字楯9235の1・9236（以上2筆国有林）、9237、9238、大字旭字大口769、770、771の1から771の3まで、大字蓮字柳久保5863、5870のロ、5896の2、5896のイの1、5896のイの2、大字静間字扇平3779の1、3793の1、3794の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第344号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の指定を次のとおり変更します。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部 守一

新旧別	道路の種類	路線名	区間
旧	県道	小諸上田線	上田市常田3丁目431番の8地先から 上田市常田2丁目725番の1地先まで
新	同上	同上	上田市常田3丁目431番の8地先から 上田市常田2丁目724番の1地先まで

道路管理課

選告示第21号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成26年6月26日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「川西赤十字病院	佐久市望月318	」を
「川西赤十字病院	佐久市望月318	
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 佐久	佐久市中込3400番地28	に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設
医療センター		」

中「佐久市臼田197」を「佐久市臼田779番地4」に改める。

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用ページプリンタ71台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成26年9月1日から平成31年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報政策課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書等は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課

電話 026（235）7071

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

情報政策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年6月26日

長野県知事 阿部 守一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成26年4月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社パスコ長野支店

(2) 所在地 長野市緑町1605番地14

5 落札金額

51,917,760円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成26年2月20日